

# 検査の実施及び情報収集体制の構築

平成20年12月24日

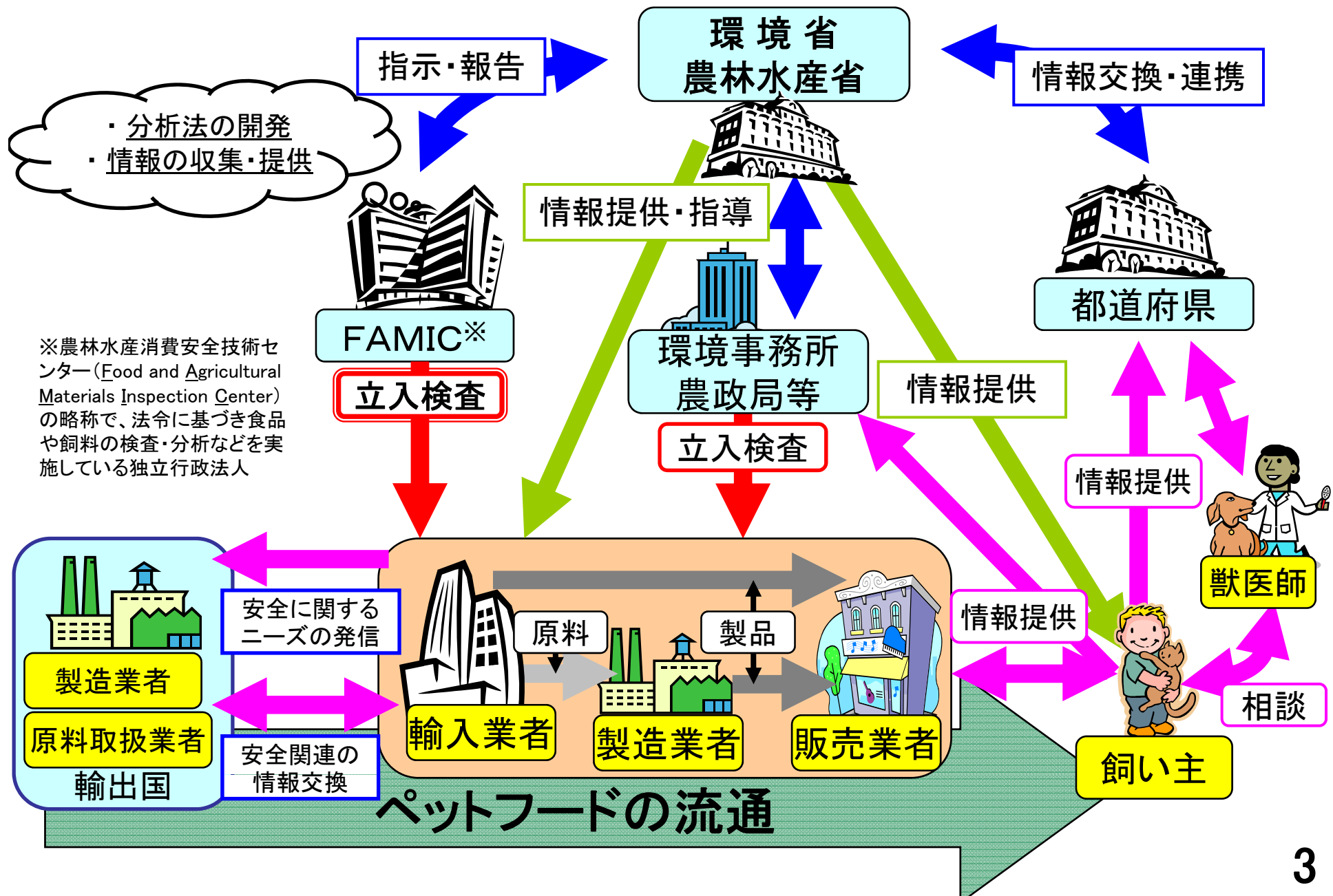
環境省

農林水産省

# 目 次

1. ペットフードの安全確保の体制
2. FAMICによる立入検査の進め方
3. 立入検査の結果公表に関する基本方針
4. 獣医師等の専門家との連携強化  
(参考) ペットフード・リスク情報ネットワークシステムの流れ
5. 事業者に関するデータベースの構築  
(参考) 事業者のデータベースの活用  
        ペットフード関係予算(要求中)
6. ペットフード関係者との連携
7. 飼養者への普及啓発  
(参考) 平成20年度 飼養動物の安全・健康保持推進事業

# 1. ペットフードの安全確保の体制



## 2. FAMICによる立入検査の進め方

### 1. 原則として無通告で立入り、以下を検査する

- ① 帳簿等
- ② 製造設備

（ ペットフード安全法の立入検査の対象は国内製造設備のみですが、必要があれば、海外製造設備についても調査を行う方向で検討 ）

- ③ 品質管理状況
- ④ 保管状況
- ⑤ ペットフードの分析

### 2. 現在、FAMICは、サンプリング方法や分析方法を確立するための作業を進めているところ

### 3. 立入検査の結果公表に関する基本方針

1. 飼料については、立入検査を実施した事業者名や違反内容等を月次報告としてFAMIC及び農林水産省のホームページに掲載するとともに、違反があった場合には、必要に応じて違反の概要をプレスリリース
2. 立入検査の結果は、製品の安全性を向上するために有益な情報であり、ペットフードについても、飼料を参考にして月次報告としてホームページに掲載
3. 以下のいずれかに該当する場合は、プレスリリース
  - ① 違反があったペットフードについて、安全上の重大な問題があり、直ちに回収する必要がある場合
  - ② 違反が明らかかな故意によるもの、あるいは同様の違反を繰り返している場合

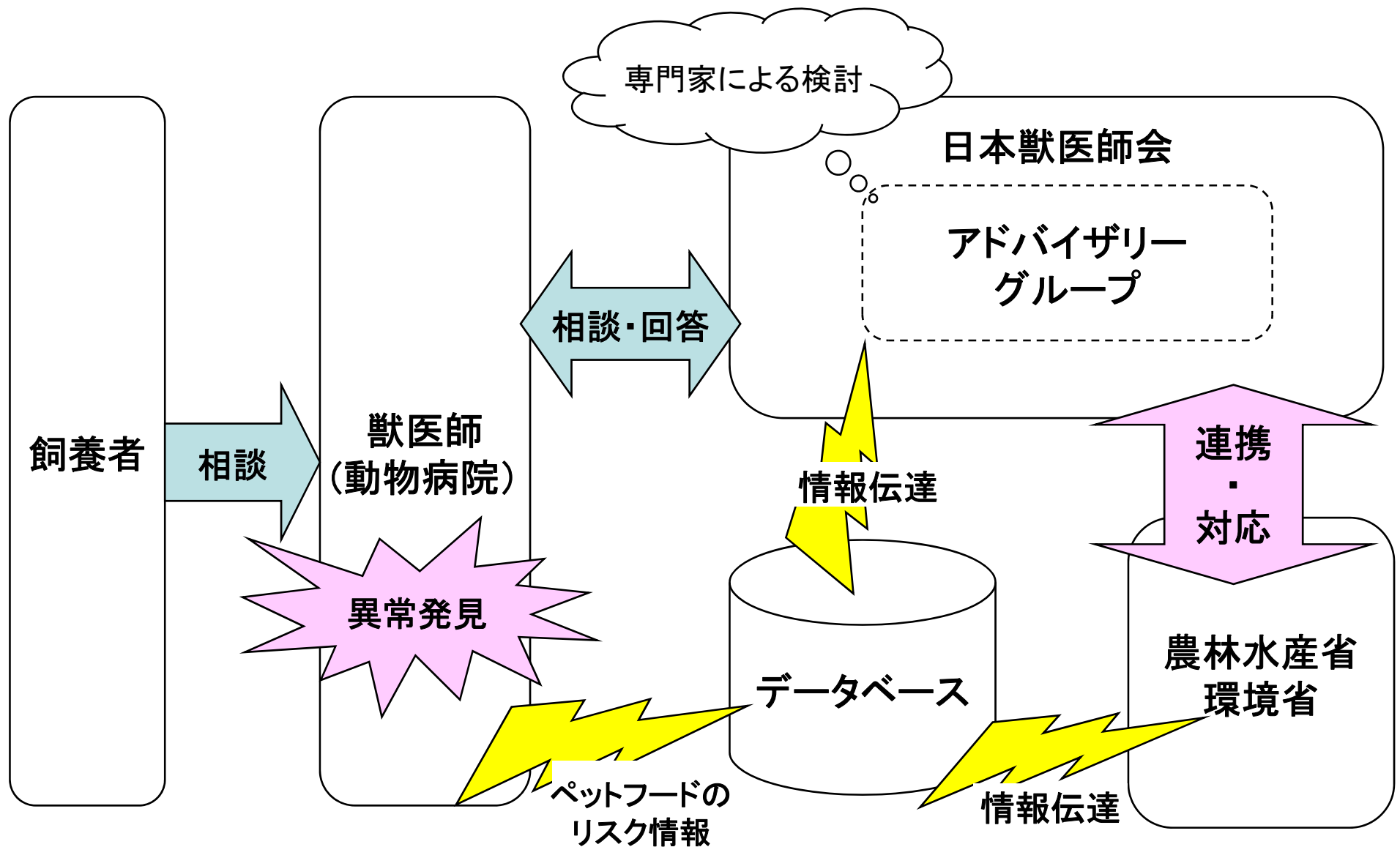
## 4. 獣医師等の専門家との連携強化①

1. ペットフードに起因する事故等の情報を動物病院等から収集し、行政機関、関係団体や飼養者等で共有することは、ペットの健康を保護する上で非常に有効
2. このため、薬事法に基づき制度化されている「医薬品副作用情報報告システム」を参考にして、「ペットフード・リスク情報ネットワークシステム」(仮称)の構築について検討
3. 次年度以降、システムや報告様式等の検討、システムの整備、システムの普及啓発等を順次進めていく予定

## 4. 獣医師等の専門家との連携強化②

4. (社)日本獣医師会の協力を得て、ペットの健康とペットフードの安全性に関して専門的知見を有する専門家からなる「ペットフード・アドバイザーグループ」(仮称)を設置
5. 上記のネットワークシステムなどを通じて収集されるペットフードの安全性に関する情報は、このアドバイザーグループ等の助言を得て分析
6. リスクが認められた場合、専門家等の意見を聴き、安全基準の設定等も含めて必要な措置

# (参考) ペットフード・リスク情報ネットワークシステムの流れ

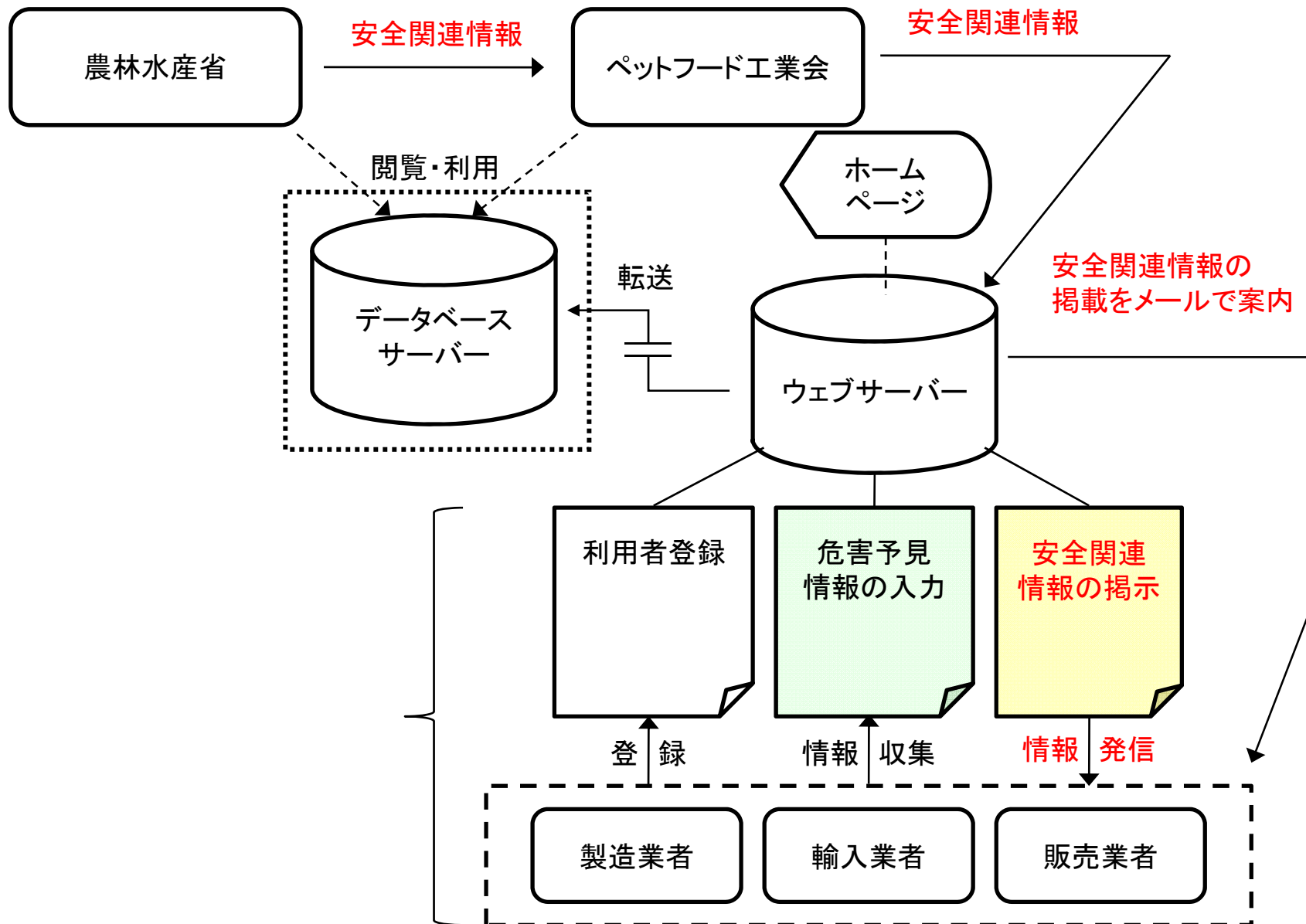




## 5. 事業者に関するデータベースの構築

1. ペットフードの製造、輸入等に関わる事業者の基本的情報(名称、所在地、電話等)に関するデータベースを構築中
2. データベース構築にあわせて、ペットフードに関する安全上の問題が生じた際には、速やかに情報提供できるシステムを検討  
(例: 特定のペットフード原料に関するアラートの発信)
3. 事業者自らも関係者に対して安全関連情報を提供できる仕組みについても検討

# (参考)事業者のデータベースの活用



## (参考)ペットフード関係予算(要求中)

### 愛がん動物用飼料安全確保調査等事業委託費(新規)

#### <事業内容>

ペットフード安全法を効果的・効率的に運用していくため、

- 基準・規格の設定や検査・監視体制の確立に必要な情報を収集・整備するための調査・試験
- ペットフードに起因するリスク情報の迅速な収集及び発信に必要な体制の整備
- 新たな法制度の普及活動

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成21～23年度

# 6. ペットフード関係者との連携



## 7. 飼養者への普及啓発

1. ペットフードの安全確保を図るためには、ペットフード安全法による規制だけではなく、一般の飼養者がペットフードの与え方などについて正しい知識を持つことが大切
2. 一般の飼養者への普及啓発を進めるため、ペットフードの与え方や保存方法等について、環境省が飼養者を対象としたリーフレットを作成
3. さらに、専門家の意見を聴きながら、一般飼養者向けのガイドラインも作成中

# (参考)平成20年度 飼養動物の安全・健康保持推進事業

## 事業内容

一般の飼養者に対して適切な飼料やその与え方についての普及啓発等に努め、適正飼養を推進するため、一般飼養者向けのリーフレット及びガイドラインを作成

## 進捗状況

- 動物愛護週間にあわせてリーフレットを作成(H20年9月)
- ペット栄養学の知見を有する者にアンケート調査を実施(H20年10~11月)
- 年度内に犬及び猫のフードに関連するガイドラインを作成予定

## 一般飼養者向けガイドラインの内容(案)

1. ペットフードの選び方
  - 市販フードの種類と選び方
  - 市販フードの表示の見方
  - 手づくりフードの利点と注意点
2. ペットフードの与え方
  - 個体や年齢にあった与え方と量
  - 体形管理
  - 犬猫に有害な食材
  - 保存の仕方
3. Q&A
  - 生肉の取扱いについて
  - 健康管理のポイント
  - アレルギーについて
  - 関連する法律 等